# 横浜市駐車場条例の解説

横浜市駐車場条例施行規則横浜市駐車場条例取扱基準

令和45年12月 横 浜 市

## 第1章 総則

#### 1 趣旨

横浜市駐車場条例(昭和38年10月横浜市条例第33号。以下「駐車場条例」といいます。)は、駐車場法(昭和32年法律第106号)第20条の規定に基づき、路上駐車の解消や道路交通の円滑化を目的として、建築主が一定の要件を満たす建築物を新築し、増築し、又は用途変更する場合、その規模に応じて附置しなければならない駐車場における台数、規模、構造等を定めています。

この解説書は、駐車場条例、横浜市駐車場条例施行規則(平成4年3月横浜市規則第28号。 以下「施行規則」といいます。)及び横浜市駐車場条例取扱基準(平成7年6月都駐第32号。以 下「取扱基準」といいます。)について解説したものです。

### 2 用語の定義

この解説書において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

#### (1) 附置義務

横浜市域内で一定の要件を満たす建築物を新築し、増築し、又は用途変更する場合に、駐車 場条例に基づき駐車場の設置を義務付けるもの

#### (2) 駐車場

自動車(自動二輪車を含む)の駐車のための施設(※)

#### (3) 乗用車

おおむね幅 2.3m×奥行 5 mの駐車ますに収まる二輪車を除く自動車

#### (4) 自動二輪車

道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除きます。)

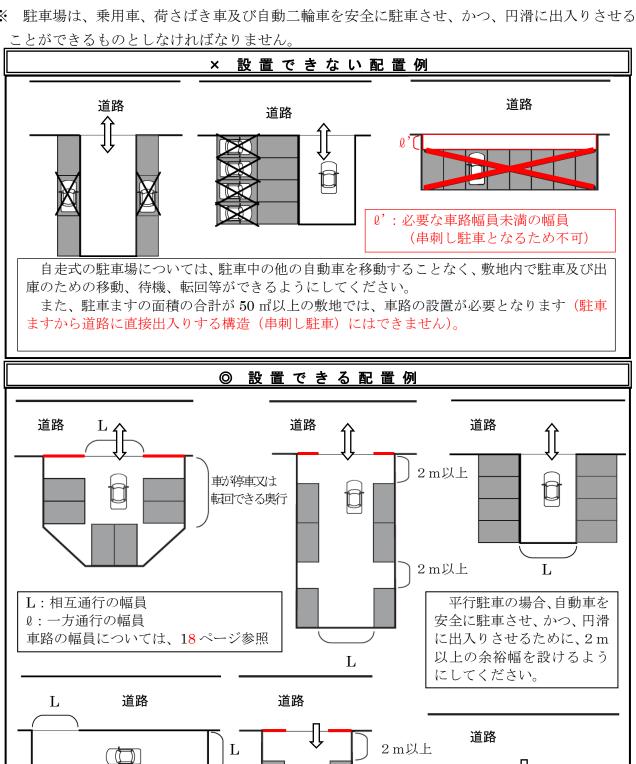
#### (5) 機械式駐車場

特殊の装置を用いる駐車場で、駐車場法施行令(昭和 32 年政令第 340 号)第 15 条の規定により、大臣認定を受けたもの

(※) 電気自動車充電設備を整備し、駐車の用に供する部分で利用できるようにする場合であっても、当該部分を附置義務駐車場として扱います。

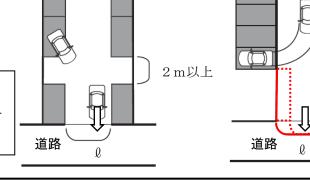
なお、この際、電気自動車以外の自動車の利用を完全に排除しない場合(例えば、電気自動車を優先する部分とする)であっても同様に扱います。

※ 駐車場は、乗用車、荷さばき車及び自動二輪車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせる



駐車場の出入口は、なるべく 交通量の少ない道路側に設けて ください。【取扱基準第8条】

2以上の道路に接する場合、



## 届出及び相談窓口

建築局 建築指導部 市街地建築課

電話:045-671-4510

所在地:横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階

## 編集・発行

横浜市都市整備局都市交通課

令和45年12月261日発行

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎29階

電話:045-671-3853 ファクス:045-663-3415

ホームページ: https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/

toshikotsu/chushajo/jorei/gimu.html